

議案第105号

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、公示送達の方法について改めるとともに納税証明書の交付等の手数料の額を定める規定を改めるほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徵収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徵収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」を「公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年總理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第18条の4中「1件につき200円とする」を「調布市手数料条例（昭和30年調布市条例第37号）の定めるところによる」に改める。

第66条の3及び第66条の4中「1件につき200円とする」を「調布市手数料条例の定めるところによる」に改める。

附則第4条の2中「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」に、「第12項」を「第14項」に、「法人を」を「者を」に改める。

附則第26条を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条の4、第66条の3及び第66条の4の改正規定並びに附則第26条を削る改正規定 公布の日
- (2) 附則第4条の2の改正規定 令和8年4月1日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の調布市税賦課徴収条例第18条の規定は、施行日以後にする公示送達について適用し、施行日前にした公示送達については、なお従前の例による。